

通	記号	番号	作成部署
達	生活	40005	介護福祉課

身体拘束等の適正化のための指針

(令和7年3月31日 指針策定)

1 施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急やむをえない場合を除き、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

利用者等個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の三要件の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- (1) 切迫性：利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がないこと
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為は、次のとおりです。

 - ア 徘徊しないよう、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - イ 転落しないよう、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - エ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - オ 立ち上がる能力のある人の、立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - カ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - キ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
 - ク 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ケ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2 身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

当事業所では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、看護師・副管理者を「身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者」とします。

- (1) 設置の目的

身体拘束等の発生の防止・早期発見に加え、身体拘束等が発生した場合はその発生を確実に防止する為の対策を検討するとともに、身体拘束防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。
- (2) 身体拘束防止委員会の構成員
 - ア 委員長 施設管理
 - イ 委員 看護師・副管理者

- ウ その他必要に応じ委員を指名する。
- (3) 身体拘束防止委員会の開催
 - ア 「虐待防止委員会」と、同時に開催できるものとする。
また、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その対応方法等について臨時的に委員会を開催し検討を行うものとする。
 - イ 身体拘束適正化委員会は、3ヶ月に1回委員長が招集し、開催します。
(テレビ電話装置等を活用して行うことも可)
 - ウ 身体拘束適正化委員会の議題は、施設管理者または看護師・副管理者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。
- (4) 身体拘束委員会の役割
 - ア 身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関すること
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
 - ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
 - エ 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - オ 職員が身体拘束等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - カ 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (5) 身体拘束防止の担当者
身体拘束防止の担当者は施設管理者及び看護師・副管理者とする。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき身体拘束等の適正化を徹底します。
- (2) 研修は年2回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等記録し、保存します。

4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとします。

この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

- (1) 組織による決定と個別支援計画への記載
やむをえず身体拘束等を行うときには、担当職員又は関係者で身体拘束等の必要性や原因・解決方法を検討し、担当者会議において組織として慎重に検討・決定します。身体拘束等を行う場合には、個別支援計画に身体拘束等の態様及び時間、緊急やむを得な

い理由を個別支援計画書の備考欄に記載します。

(2) 本人・家族への十分な説明

ア 身体拘束等を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明し了解を得ます。

イ 様式1：「身体拘束等に関する説明・同意書」に個別状況による身体拘束等が必要なその理由、方法、時間帯及び時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともに「身体拘束等に関する説明・同意書」を手交します。

(3) 行政への相談、報告

身体拘束等を行う場合、市の行政機関に相談・報告します。

(4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下、利用者個々のニーズに応じた個別の支援を検討します。

6 利用者等に対する当指針の閲覧に関する基本方針

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所にて閲覧ができるように掲示する。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

3に定める研修会のほか、積極的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質向上に努めるものとします。

附 則 (令和7年5月20日 組合長決裁)

この通達は、令和7年6月1日から実施する。